

府政防第 6 4 9 号  
消 防 災 第 7 1 号  
令和 3 年 5 月 20 日

各都道府県防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消 防 庁 国 民 保 護 ・ 防 災 部  
防災課長

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定について

平素より防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年 5 月 10 日に公布され、本日施行された災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 30 号）の内容等については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」（令和 3 年 5 月 10 日付け府政防第 600 号・消防災第 63 号）及び「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（令和 3 年 5 月 10 日付け府政防第 601 号・消防災第 60 号）により通知させていただいているところです。

今般、「令和元年台風第 19 号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和 2 年 12 月）や災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）等の改正内容などを受け、下記の通り、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）を改定しましたので、貴都道府県内の市町村、関係機関等に周知していただくようお願いします。

また、貴都道府県においては、各市町村が、本指針を活用し、地域の特性や実情を踏まえつつ、事前の準備を進め、災害時に誰一人取り残されないよう、迅速に避難支援等を行うために、各市町村と十分連携し、必要な支援を行っていただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 改定の経緯

平成 23 年の東日本大震災においては、多数の高齢者や障害者等が犠牲となったことから、避難行動要支援者名簿の作成が義務化され、名簿作成に係る市町村の取組が進められてきた。

しかし、近年の災害においても、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約79%であり、依然として高齢者や障害者等が犠牲となっている。

令和元年台風第19号による災害を踏まえ、有識者会議において高齢者等の避難のあり方が議論され、最終とりまとめにおいて、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示された。

これらを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法等が改正され、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成が市町村に努力義務化されるなどの規定が設けられたことから、本取組指針を改定した。

## 2. 主な改定の内容

(1) 個別避難計画に関する記載の追加（第Ⅲ部関連）

(2) 個人番号（マイナンバー）を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新に関する記載の追加（第Ⅰ部第1、第Ⅱ部第2、第Ⅲ部第2関連）

詳細は（別紙）の通り。

## 3. 留意事項

個別避難計画の作成状況については、「市町村における避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査について（照会）」（令和2年12月7日付け消防災第201号）により調査していたが、努力義務化されたことから、今後はより詳細に調査することを検討している。

### <連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
藤田参事官補佐、近藤事務官、松崎事務官

TEL 03- 3501- 5191（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

中村災害対策官、青木係長、朝香事務官

TEL 03- 5253- 7525（直通）

## 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定のポイント

- 災害対策基本法の改正条文等の解説の追加
- 優先度の高い避難行動要支援者について、個別避難計画の作成目標に関する記載の追加
  - 優先度の高い避難行動要支援者について、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組んでいくこと（第Ⅰ部・第1・2関連P12～，第Ⅲ部・第1・2関連P66～）
- 個人番号（マイナンバー）を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新に関する記載の追加
  - 新たにマイナンバーを活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになったことにより、自治体職員の業務負担の軽減や、避難行動要支援者に対する現状に即した避難支援等につながる（第Ⅰ部・第1・5関連P14，第Ⅱ部・第2・1（4）関連P35～，第Ⅲ部・第2・1（3）関連P73）
- 個別避難計画の作成に関する留意事項の追加
  - 避難支援等実施者や避難先などの設定（第Ⅲ部・第2・2関連P76～）
  - 個別避難計画を作成することなどについての避難行動要支援者への同意取得（第Ⅲ部・第2・2（4）関連P80）
  - 個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（第Ⅲ部・第2・5関連P91～）
  - 避難を支援する者の確保（第Ⅲ部・第2・2（6）関連P84）
  - 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮など（第Ⅲ部・第2・2（8）関連P86）
- 個別避難計画の様式例の追加
  - 様式例（P95～）
  - 記入上の留意点（第Ⅲ部・第2・2（13）関連P88～，関連P98～）
  - 記入例（簡易版、詳細版の2種類）（P98～，第Ⅴ部関連）
- その他、参考情報の紹介に関する記載の追加
  - 水防法等に基づく避難確保計画（第Ⅰ部・第1（参考）関連P14）
  - 介護保険法等に基づく非常災害対策計画（第Ⅰ部・第1（参考）関連P14～）

以上